

「しまねの木」活用工務店・建築士 を島根県は応援します。

しまねの木を使おう！

住宅、非住宅建築物に島根県産木材を活用することが「島根の森を元氣」にしてくれます。

森林資源の
有効活用

新しい雇用の
創出

地場産業の
活性

「伐って・使って・植えて・育てる」

循環型林業は、多様な機能を持つ森林の維持保全をはじめ、持続可能な環境保護につながります。



島根県産木材を使う
“支援”が充実しました。

令和5年度 県産木材建築利用促進事業

ぜひ活用
ください

住宅建築は



新築に MAX 37.5万円
増改築に MAX 20万円

非住宅建築は



新築に
MAX 100万円

県産木材の
使用割合向上は



前年比5%以上利用量増に係る活動に
MAX 100万円

非住宅建築物は



設計・監理に
MAX 100万円

詳しくは裏面をご覧ください

お問い合わせ
お申し込みは

(一社)島根県木材協会 TEL.0852-21-3852

島根県松江市母衣町55[林業会館3F] FAX.0852-26-7087 <https://shimane-mokuzai.jp/>

島根県農林水産部林業課木材振興室 松江市殿町1番地 TEL0852-22-6749 <https://www.pref.shimane.lg.jp/ringyo/>



島根県は「しまねの木」の活用を応援します!!

「しまねの木」活用工務店

「しまねの木」活用建築士

島根県は、島根県産木材を積極的に利用する工務店を「しまねの木」活用工務店、建築士を「しまねの木」活用建築士に認定しています。



「しまねの木」を使った住宅・非住宅建築物づくりに興味のある方は、お近くの認定建築士・工務店にご相談ください! お住まいの地域の活用建築士・工務店は[こちら](#)



令和5年度 県産木材建築利用促進事業

住宅建築支援

県産木材を標準木材使用量^(※)の60%以上使用した住宅を支援。

対象 「しまねの木」活用工務店



一戸あたり
新築 上限 **37.5** 万円/戸
増改築 上限 **20** 万円/戸

県産木材の使用割合に応じて支援を「増加」

県産木材使用割合

80~100%までの部分 **5** 万円/m²
70~80%までの部分 **3** 万円/m²
60~70%までの部分 **2** 万円/m²
60%未満の部分 _____



島根県木材協会
「住宅建築支援」



非住宅建築支援

県産木材を標準木材使用量の60%以上使用した非住宅を支援。

対象 「しまねの木」活用工務店



一棟あたり
新築 上限 **100** 万円/棟

県産木材の使用割合に応じて支援を「増加」

県産木材使用割合

80~100%までの部分 **5** 万円/m²
70~80%までの部分 **3** 万円/m²
60~70%までの部分 **2** 万円/m²
60%未満の部分 _____



島根県木材協会
「非住宅建築支援」



県産木材使用割合向上支援

木造住宅に使用する県産木材の量を前年度より「5%以上」引き上げる取組みを支援。

対象 「しまねの木」活用工務店

経費の1/2以内
上限 **100** 万円/社



〈取組例〉

- 県産木材製品利用促進の社員研修会
- 県産木材・住宅のPR、見学会
- 販促ツール(ホームページ)作成 など



島根県木材協会
「県産木材使用割合向上支援」

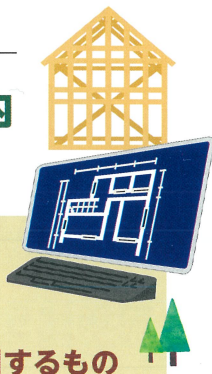


非住宅建築物設計支援

県産木材を標準木材使用量の60%以上使用する非住宅建築物の設計・監理を支援。

対象 「しまねの木」活用建築士

一棟あたり
木工事費の8.75%以内
上限 **100** 万円/棟



- 県産木材利用のモデル的事例として認めるもの
- 標準木材使用量の60%以上使用するもの

島根県木材協会
「非住宅建築物設計支援」



(※) 標準木材使用量：建物の構造別、延床面積の規模別に定めた木材使用量

令和5年度 県産木材建築利用促進事業のお申し込みは、(一社)島根県木材協会「ホームページ」内各補助金ページ「要綱・様式等ダウンロード」にある申込み用書式をご利用ください。